

不動産鑑定士論文式試験

令和3年 本試験問題一会計学

※問題は，国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/kanteishi/shiken02.html>

〔問題1〕（50点）

次の文章は，繰延資産について述べたものである。以下の各問に答えなさい。

「将来の期間に影響する特定の費用」とは，すでに代価の支払が完了し又は支払（ア）が確定し，これに対応する（イ）の提供を受けたにもかかわらず，その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用をいう。これらの費用は，その効果が及ぶ数期間に合理的に（ウ）するため，（エ）に貸借対照表上繰延資産として計上することができる。

（企業会計原則・注解15より一部抜粋）

- (1) 文中の空欄（ア）から（エ）までに入る適切な語句を答えなさい。
- (2) 「将来の期間に影響する特定の費用」を資産として計上する根拠となる会計学上の基本原則は何か答えなさい。
- (3) 現行制度上，繰延資産として認められている5項目は何か答えなさい。
- (4) 繰延資産の計上は，強制ではなく企業の任意とされ，支出時に費用として処理することも認められている。そこで企業は，採用した処理方法について，どのような形で財務諸表に示さなければならないか答えなさい。

この解答・解説の著作権はT A C（株）のものであり，無断転載・転用を禁じます

【解答例】

問 1

小問(1)

(ア) 義務	(イ) 役務
(ウ) 配分	(エ) 経過的

小問(2)

費用配分の原則

費用収益対応の原則

小問(3)

株式交付費	社債発行費等
創立費	開業費
開発費	

小問(4)

繰延資産の処理方法は，重要な会計方針に該当する。会計方針とは，財務諸表の作成にあたって採用した会計処理の原則及び手続である。明瞭性の原則により，企業は採用した重要な会計方針について注記する必要がある。よって，企業は，繰延資産の処理方法を，重要な会計方針の注記として財務諸表に示さなければならない。

以上

この解答・解説の著作権はTAC（株）のものであり，無断転載・転用を禁じます

I 合格ライン

合格ラインは6割程度と考えられる。

II 答練等との対応関係

応用答練 第1回問題1

応用答練 第2回問題1

応用答練 第2回問題2

アクセスα 第4回

この解答・解説の著作権はTAC（株）のものであり，無断転載・転用を禁じます

【解答への道】

問 1

小問(1)について

繰延資産の意義についての基本的な空欄補充の問題であり，しっかりと得点しておきたい。

繰延資産：すでに代価の支払が完了し又は支払義務が確定し，

これに対応する財貨を費消し又は役務の提供を受けたにもかかわらず，

その効果が将来にわたって発現するものと期待されるため，

その支出額を効果が及ぶ将来期間に費用として合理的に配分する目的で，

経過的に貸借対照表に資産として計上された項目

小問(2)について

連続意見書第五 繰延資産について「二 繰延資産と損益計算」によると，繰延資産計上根拠について次の記述がある。

「ある支出額が繰延経理される根拠は，おおむね，次の二つに分類することができる。

(一) ある支出が行なわれ，また，それによって役務の提供を受けたにもかかわらず，支出もしくはは役務の有する効果が，当期のみならず，次期以降にわたるものと予想される場合，効果の発現という事実を重視して，効果が及ぶ期間にわたる費用として，これを配分する。

(二) ある支出が行なわれ，また，それによって役務の提供を受けたにもかかわらず，その金額が当期の収益に全く貢献せず，むしろ，次期以降の損益に関係するものと予想される場合，収益との対応関係を重視して，数期間の費用として，これを配分する。」

(一)が，「費用配分の原則」であり，(二)が「費用収益対応の原則」を示していることから，これらの原則の記述が求められていると考えられる。

小問(3)について

制度上，繰延資産として資産計上が認められている項目は，解答例の5項目に限定されている。

小問(4)について

繰延資産を繰延資産として処理すべきか，支出時に費用として処理すべきかの，企業が採用した処理方法に関わるのは重要な会計方針である。

会計方針とは，財務諸表の作成にあたって採用した会計処理の原則及び手続であり，明瞭性の原則により，企業は採用した重要な会計方針について注記する必要がある。よって，企業は，繰延資産の処理方法を，重要な会計方針の注記として財務諸表に示さなければならない。

〔問題2〕（50点）

次の文章は、企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」（以下、「本基準」という）からの抜粋である。これに関連して、以下の各問に答えなさい。

6-2. 棚卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算して（ア）とし、次のa評価方法の中から選択した方法を適用して売上原価等の払出原価と期末棚卸資産の価額を算定するものとする。

（略）

7. 通常の販売目的（販売するための製造目的を含む。）で保有する棚卸資産は、（ア）をもって貸借対照表価額とし、b期末における（イ）が（ア）よりも下落している場合には、当該（イ）をもって貸借対照表価額とする。この場合において、（ア）と当該（イ）との差額は当期の（ウ）として処理する。

10. 製造業における原材料等のように（エ）の方が把握しやすく、（A）と想定される場合には、継続して適用することを条件として、（エ）（略）によることができる。

- (1) 空欄（ア）から（エ）までに入る適切な語句を答えなさい。
- (2) 下線部aとして、本基準では先入先出法・移動平均法などが挙げられている。以下の設例に基づいて、先入先出法と移動平均法のそれぞれを用いた場合の当月末時点における棚卸資産の残高を計算しなさい。なお、端数がでる場合には解答の最終段階で小数点以下を四捨五入しなさい。

〔設例〕棚卸資産の管理状況

X月1日	前月繰越	70個	@ ¥1,000
7日	売上	50個	@ ¥1,700
13日	仕入	100個	@ ¥1,060
25日	売上	20個	@ ¥1,800

- (3) 下線部bの会計処理の基礎にある考え方に関して、次の問に答えなさい。
- ① 本基準において取得原価基準はどのような考え方として捉えられているか説明しなさい。
- ② 上記①を前提に、本基準において下線部bの会計処理は取得原価基準と矛盾するか否か、理由もあわせて説明しなさい。
- (4) （A）に入るもの（（エ））による評価を行うための条件）を答えなさい。
- (5) 棚卸資産以外で、トレーディング目的で保有する棚卸資産と同様の会計処理（期末評価に関する処理）を行うものを答えなさい。

この解答・解説の著作権はT A C（株）のものであり，無断転載・転用を禁じます

【解答例】

問 1

小問(1)

(ア)取得原価	(イ)正味売却価額
(ウ)費用	(エ)再調達原価

小問(2)

先入先出法：106,000円

移動平均法：105,000円

小問(3)

①

取得原価基準とは，資産を取得時の支出額に基づいて評価する考え方である。本基準では，取得原価基準を，将来の収益を生み出すという意味においての有用な原価，すなわち回収可能な原価だけを繰り越そうとする考え方と捉えている。

②

本問の会計処理は，取得原価基準の下で回収可能性を反映させるように，過大な帳簿価額を減額し，将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理である。よって，取得原価基準と本問の会計処理は矛盾していない。

小問(4)

正味売却価額が当該再調達原価に歩調を合わせて動く

小問(5)

売買目的有価証券である。時価をもって貸借対照表価額とし，評価差額は当期の損益として処理する。

以上

この解答・解説の著作権はTAC（株）のものであり，無断転載・転用を禁じます

I 合格ライン

合格ラインは6割程度と考えられる。

II 答練等との対応関係

応用答練 第2回問題1

全答練 第1回問題1

直前答練 第2回問題2

アクセス α 第7回

アクセス α 第8回

この解答・解説の著作権はTAC（株）のものであり，無断転載・転用を禁じます

【解答への道】

問 1

小問(1)について

基本的な空欄補充の問題であり，しっかりと得点しておきたい。

小問(2)について

①前月繰越 70 個 @1,000 円	②売上 50 個
	④売上 20 個
③仕入 100 個 @1,060 円	在庫 100 個

先入先出法の計算

在庫 100 個は③の仕入 100 個から構成されると仮定して計算するため，

棚卸資産の残高は $@1,060 \times 100 \text{ 個} = \underline{106,000 \text{ 円}}$ となる。

移動平均法の計算

②売上 50 個の時点で，棚卸資産の残高は， $@1,000 \text{ 円} \times 20 \text{ 個} = 20,000 \text{ 円}$

③仕入 100 個の時点で，棚卸資産の在庫は上記の $20,000 \text{ 円} + @1,060 \text{ 円} \times 100 \text{ 個} = 126,000 \text{ 円}$ となり，単価は $126,000 \div 120 \text{ 個} = 1,050 \text{ 円}$ となる。

よって，棚卸資産の残高は $@1,050 \times 100 \text{ 個} = \underline{105,000 \text{ 円}}$ となる。

小問(3)について

「棚卸資産の評価に関する会計基準」では，品質低下や陳腐化が生じた場合に限らず，棚卸資産についても，収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には，帳簿価額を切り下げることが必要であると考えている。この収益性が低下した場合に帳簿価額を切り下げるという会計処理は，あくまでも取得原価基準の下で回収可能性を反映させるように，過大な帳簿価額を減額し，将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理であるとされる。

従来の低価法を原価法に対する例外と位置付ける考え方は，取得原価基準の本質を名目上の取得原価で据え置くことにあるという理解に基づいたものであった。しかし，「棚卸資産の評価に関する会計基準」は，取得原価基準を，将来の収益を生み出すという意味においての有用な原価，すなわち回収可能な原価だけを繰り越そうとする考え方であると捉えている。

この解答・解説の著作権はTAC（株）のものであり，無断転載・転用を禁じます

小問(4)について

製造業における原材料等のように再調達原価の方が把握しやすく，正味売却価額が当該再調達原価に歩調を合わせて動く想定される場合には，継続して適用することを条件として，正味売却価額の代理数値として，再調達原価（最終仕入原価を含む）を用いることができる。

小問(5)について

トレーディング目的で保有する棚卸資産については，市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし，帳簿価額との差額（評価差額）は，当期の損益として処理する。これは，「金融商品に関する会計基準」における売買目的有価証券と同様の取り扱いである。